



生涯学習
マスコット
マナビィ

生涯学習のまじり

まなび

響きあい
共に育つ
「人づくり」

クリスマスおはなし会

町内3カ所で毎月絵本の読み聞かせなどを行っている「おはなし会」を、12月は「クリスマスおはなし会」として開催します。申し込みや参加料は必要ありません。どなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。

※参加者が小学校低学年以下の場合は、保護者の付き添いをお願いします。

図書館ボランティア「紙ひこうき」

日時：12月15日(土) 午後2時～3時
会場：南ふれあい館 1階 第1和室

おはなしの会「しゃぼんだま」

日時：12月22日(土) 午前10時～11時
会場：北ふれあい館 1階 第1研修室

わくわくおはなし「夢ふうせん」

日時：12月23日(日) 午前10時～11時
会場：中央ふれあい館 1階 第1和室



お詫び
と訂正

お知らせ版平成24年11月15日号でお知らせした「紙ひこうき」と「しゃぼんだま」のクリスマスおはなし会の日程に誤りがありました。正しい日程は、上記に掲載したとおりです。訂正してお詫び申し上げます。

問い合わせ 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

六郷、仙南出張所 土日祝日も夜7時まで 利用できます!

出張所の業務時間 / 8:30～19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

12月の休業日は



年末年始にあたるため休業します。

六郷出張所
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904
☎ 0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915
☎ 0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような 業務を行っています

右記の
証明書の
発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 所得証明書
- 非課税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 身分証明書
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 合併証明書

税や
使用料の
収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では 取り扱っていません

※役場住民生活課に届出してください。

住所に関する届出

- 転入届
- 転出届
- 転居届
- 世帯主変更届

戸籍に関する届出

- 出生届
- 婚姻届
- 入籍届
- 離婚届
- 転籍届
- 養子縁組届 など

※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直または宿直に届出してください。

印鑑の登録に関する届出

- 登録
- 改印
- 廃印
- 登録証の再発行

国民年金からのお知らせ

年金の請求をお忘れではありませんか？

国民年金は、本人からの請求によって支給されます。受給資格を満たしている方でも請求手続きをしていないと年金の支給を受けられません。請求手続きは忘れずに行ってください。

次の①～⑤にあてはまる方は、手続き漏れになりやすいので特にご注意ください。

①国民年金の加入期間が25年未満だが、カラ期間と合算すると25年を満たす方

※カラ期間：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間や、学生であった期間で平成3年3月までの期間など。

※生まれた年などにより、加入期間が25年未満でも年金を受け取ることができる場合があります。（昭和27年4月1日以前生まれで、20年以上厚生年金に加入していた方など）

②厚生年金の加入期間が1年以上あり、「65歳を過ぎてから年金をもらおう」と思っている方

65歳前に受け取ることができる「特別支給の老齢厚生年金」に該当する場合、65歳前に請求を行っても、厚生年金は減額されません。請求を忘れると、直近5年を超える部分の年金がもらえなくなることがあります。

③国民年金の受け取り開始時期を66歳以降に繰り下げし、70歳に到達された方

年齢が70歳を超えても、ご本人が請求手続きを行うまでは年金は支給されません。また、70歳到達日以降に繰り下げ請求された年金の支給額は、請求時期に関わらず70歳到達時の増額率になり、増額された年金は「請求月の翌月分から」が支給されます。

④老齢厚生年金と老齢基礎年金の2種類の受給資格を満たしている、現在片方の年金のみを受給されている方

2種類の年金の受給資格を満たしているも、種類ごとに請求手続きが必要です。受給可能な年金は、70歳までに請求手続きを行ってください。

⑤60歳以上で、現在も会社にお勤めされている方

年金の受給資格を満たしていれば、働きながら年金を受け取れる場合があります。退職後に年金の請求手続きを行った場合、在職中に支給されたはずの年金を受け取ることができなくなることがありますのでご注意ください。

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)
大曲年金事務所 お客様相談室 ☎0187(63)2299

介護保険事務所からのお知らせ

自宅で利用できる介護保険サービスについて

「要支援1・2」「要介護1～5」のいずれかの認定を受けた方は、次のようなサービスを利用できます

1. 自宅を訪問してもらう

訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、通院などの付き添いを行います。
訪問入浴介護	介護職員・看護職員が訪問して、移動入浴車などで入浴介護をします。
訪問看護	看護師などが訪問して、療養上の世話、診療の補助をします。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が訪問して、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが訪問して、療養上の管理や指導をします。

2. 施設に通う

【通所介護】【通所リハビリテーション】

デイサービスセンターや老人保健施設などの施設に通って、入浴・食事などの介護、日常生活上の機能訓練を日帰りで受けられます。

3. 短期間施設に泊まる

【短期入所生活介護】【短期入所療養介護】

特別養護老人ホームや短期入所施設、老人保健施設に短期間入所して、入浴・排せつ・食事の介護、日常生活上の機能訓練を受けられます。ショートステイともいいます。

4. 福祉用具を利用する

【福祉用具貸与】

車いす、電動車いす、介護用ベッド、歩行器などをレンタルできます。

【福祉用具購入】

ポータブルトイレ、入浴用のイスなどを購入したときに、購入費が支給されます。

【問い合わせ】

介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911
町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

各サービスを利用するためには、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランを作成してもらう必要があります。居宅介護支援事業所については介護保険事務所ホームページ(<http://www.oskaigonet.or.jp/>)をご覧ください。美郷町役場福祉保健課および介護保険事務所に備え付けの一覧表でご確認ください。